

争議行為 Industrial Action

ICN の所信:

国際看護師協会(ICN)は、看護師が公平な給与を受け、安全な環境をはじめとする働きがいのある人間らしい労働条件で働くことを期待している。被雇用者として、看護師は団結権、団体交渉権、争議権を持つ。¹ ストライキは、最終手段と考えられている。合意に達するための他のすべて手段を模索し活用した後にのみ、ストライキ行動に出るべきである。ICN は、ストライキを次のように定義している:交渉では達成不可能な労働条件に対して雇用者の同意を得るために、被雇用者が業務を停止し、就労および労働継続を拒否することである。

基本的サービスが提供されている限り、保健医療専門職であることと効果的な争議行為²は両立する。 具合の悪い患者を完全放棄することは、専門職としての看護師およびその専門職団体の目的と哲学に 反する。それは、『ICN 看護師の倫理綱領』に記載されているとおりである。

ストライキなどの争議行為を行っている際でも、一般市民への最低限の基本的サービスは、継続されなければならない。

守るべき他の原則には次のものがある。

- 生命維持のため、看護師が危機介入を行うこと。
- 自身の世話ができない患者の安全と生存確保のために、看護を継続すること。
- 生命の危険を避けるために不可欠な治療にともなう看護を行うこと。
- 生命を脅かす恐れのある状況について、情報を得るため必要な緊急診断行為に看護師が関与する こと。
- 争議行為に関する区域の法規および NNA 固有の方針またはガイダンスを順守すること。
- ストライキは、最終手段として用いられれるべきであり、NNA の労働民主主義や代表制に即した参加型プロセスに従って行われるべきであること。交渉が決裂した場合に、労働争議を看護師が行う権利を抑制することができるのは、調停、和解、仲裁という、独立公平な仕組みが確立されている場合のみであること²。

各国看護師協会(NNAs)は社会の責任ある一員であり、その代表者、指導的立場にある看護師および、被雇用者の立場にある看護師が、雇用問題の解決手段として、和解・調停・団体交渉等の交渉手

 $^{^1}$ ILO87 号条約:結社の自由。ILO98 号条約:団結権および団体交渉権。ILO154 号条約:団体交渉権。ILO149 号条約:看護師。

² ILO151 号条約: 労働関係(公務員)

段を活用できるような教育・訓練プログラムを、各国/州に適するように作成しなければならない³。 個々の看護師は、NNAsの政策策定と意思決定が看護師の日常実践の現状と関連し一致するよう、自 国 NNAs に情報を提供する必要がある。

ICN は、NNAs の労働問題への取り組みを技術的に支援し、国際労働機関(ILO)が各国の国内政策に影響力を行使するように促す。

保健医療セクターの争議行為は、専門職職能団体および/または労働組合としての NNAs に影響を及ぼす。そのため NNAs は先見性に富む政策と不測の事態への対処方法および、そうした状況下で会員が看護専門職としての姿勢を保ち行動できるように指導する体制を備えておく必要がある。同時に NNAs は、争議行為が必要になる前に先見性を発揮し、看護師の社会経済福祉の改善を主張しなければならない。争議行為の事後評価をすること(主要な利害関係者の責任を含む)は、争議行為から得られた教訓を将来の交渉に生かすために必要である。

いかなる争議行為も、区域の法を順守しなければならない。ICN はストライキ指導者、参加者および 彼らの親族や同僚に対するいかなる迫害も、これを非難する。

ICN と NNAsは、政府および民間の雇用者と交渉するにあたり、保健医療、社会セクター内の他職種間の協調が底力となることを認識している。

ICN と NNAs、はストライキ破り⁴を故意に利用することに反対する。このような行為は信頼できる 社会的対話への強制力を弱めることになる。

背景

看護師の基本的責任は、健康の増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の軽減の4つである⁵。 状況によっては、有資格者による質の高い看護の実施を将来的に確保する目的で、看護師が争議行為を必要とする場合もある。

社会的対話は、専門職および職場関連の問題解決における原則であり、最も効果的な手段であると広く認識されているが、雇用者/被雇用者間の交渉という選択が不調・不成功・拒否という結果に終わった場合、不満を抱く被雇用者が争議行為を起こす可能性がある。看護師の職業生活の質と経済的報酬の低下が、質の高い看護ケアの水準維持に深刻な悪影響を及ぼす場合、看護師は事態の打開に向けて争議行為を選択することもある。極端な場合、ストライキが発生し、一般社会と他の専門職を巻き込んだ論争に発展したこともある。

基本的サービスを維持しながら行われる争議行為は、これまで専門職労働組合により効果的に行われ

³ ICN 所信声明「看護師の社会経済的福祉」

⁴ ストライキの効果を弱めるためストライキに参加している従業員の代替要員として雇われる人々

⁵ ICN 看護師倫理綱領

てきた。それによって、社会的対話が開始され、ケアの質と看護師/医療労働者の労働条件が改善された。争議行為はさまざまな形態をとることができる。「指名ストライキ」では、患者ケアの中断が比較的少なく、なおかつ交渉の進展に十分なインパクトを与えることができる⁶。 場合によっては、形だけのストライキ(例:1時間のデモ)であって、も社会的対話を開始させる起動力になるだろう。初動手段または補足的な手段として、他の争議行為の形態が取られることもある。一例としては、すべての指名介入の中止、順法方針および/またはハウスキーピング、事務、配送、配膳等、看護以外の業務の停止が挙げられる。

交渉および/またはストライキの過程がもたらしうる影響と結果については、リスク評価を行うひつようがある。これには、患者とその他の利害関係者への影および、社会的な結果含まれる。行われる行動の各段階に参加する当事者が必要とする支援を明確にして、それを提供しなければならない(例:財政的、感情的)。

争議行為を行う場合、国内/州内法によって、その実施条件が定められていることもある。争議行為中に適用される基本的サービスとは、多くの場合、準夜・深夜勤帯および週末の人員配置と看護手順に基づく、一般に承認されているサービス水準を指す。

1999 年採択 2004 年・2011 年改訂

関連 ICN 所信声明:

- 看護師の社会経済福祉
- 看護業務の範囲
- 看護師と交代制勤務
- 患者の安全
- 保健医療職の人的資源開発
- 看護師の労働安全衛生

関連 ICN 出版物:

- ICN 看護師の倫理綱領
- 看護実践の倫理
- 労働争議中の基本的サービスガイドライン
- ガイドライン:法と職場

2012年(公・社)日本看護協会改訳

⁶指名ストライキー決められた数の病院/医療施設または医療施設内の部門の看護師が業務を停止する。

- * 文書中の「看護師」とは、原文では nurse(s)であり、訳文では表記の煩雑さを避けるために「看護師」という訳語を当てるが、 免許を有する看護職すべてを含むものとする。
- * ICN 所信声明の著作権は、国際看護師協会(ICN)にあり、ICN の許可のもとに、(社) 日本看護協会が日本語訳を作成しました。 許可の無い商業目的での使用を禁止します。